# 令和6年度五戸町まちづくりコーディネーター業務公募型 プロポーザル実施要領

本実施要領は、五戸町(以下「町」という。)の令和6年度五戸町まちづく りコーディネーター業務受注候補者を公募型プロポーザル方式により選定する ために必要な事項を定める。

#### 1. 業務目的

町は、令和5年3月に五戸町立地適正化計画を公表し、利用者のニーズに対応した公共交通ネットワークにより子育て、図書館、商業等の都市機能の集約された中心地とその他エリアが連携したコンパクトシティプラスネットワークによるまちづくりの推進を目指すこととしており、歴史みらいパーク(図書館)や中心商店街エリア周辺を都市機能誘導区域に指定するとともに、同区域を都市再生整備計画において五戸町中心市街地地区(以下「本地区」という。)に指定した。

本地区では、行政施設や商業施設等の都市機能施設の立地や集積を進めることで、町民等に便利な生活環境と商店街の賑わいを確保しながらまちなか居住を推進するともに、世代間交流や町民活動の場となるように、町の中心地として再生を目指すこととしている。

また、令和6年3月に策定した五戸町空き家等対策計画において、中心商店街エリアの空き店舗等について、創業や雇用創出等のための活用を促進し、地域産業の活性化を図ることとしている。

これらのことから、自らが本地区のまちづくりを主体的に考え、賑わい創出・魅力向上につながる新規事業を実施するとともに、町民やまちづくり関係者の意識醸成及び民間プレイヤーの育成を行う人材に「五戸町まちづくりコーディネーター」(以下「コーディネーター」という。)として業務委託を実施するものである。

## 2. 業務概要

- (1)件 名 令和6年度五戸町まちづくりコーディネーター業務
- (2)業務内容 別紙「令和6年度五戸町まちづくりコーディネーター業務 仕 様書」のとおり

- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 契約上限額 5,005,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- ※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す 金額となっていることに留意すること。

※本業務は令和6年度から令和9年度までの4ヵ年で実施することを想定しているが、「令和7年度五戸町まちづくりコーディネーター業務」「令和8年度五戸町まちづくりコーディネーター業務」及び「令和9年度五戸町まちづくりコーディネーター業務」については、当該各年度において本年度の受注者と別途契約するものとする。ただし、当該各年度の予算が成立しなかった場合、又は五戸町まちづくりコーディネーター業務仕様書「6 達成目標」の達成が困難だと判断した場合等に契約しないことがある。

# 3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書兼誓約書の提出締切日において、五戸町における競争入札参 加資格の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 同種又は類似業務に対応できる専門的知識及び業務体制を有すること。
- (4)次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
  - ①会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は決定
  - ②民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は決定
  - ③破産法に基づく破産手続開始の申立て又は決定
- (5) 国税及び地方税について未納がないこと。
- 4. 企画提案に関する基本事項
- (1)業務の再委託

本業務の全部を第三者へ再委託してはならない。ただし一部の業務の再 委託については、事前に書面にて報告し、町の承認を得たときは、この限り ではない。

# (2) 秘密保持義務

本業務を受注した者は、業務に際して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後において

も同様とする。

# (3)個人情報の保護

個人情報を適切に管理、保護するために必要な措置を講じること。

# (4) 資料の取り扱い

町が提供する資料については、提案に関わる検討以外の目的で使用してはならない。また検討の目的の範囲内であっても、町の了承を得ることなく第三者に対して、これを提示してはらない。

# 5. スケジュール

NO.	項目	年月日
1	公募公告	令和6年5月17日(金)
2	質問書提出期限	令和6年5月31日(金)17:00
3	質問回答期限	令和6年6月 5日(水)17:00
4	参加申込書兼誓約書提	令和6年6月10日(月)17:00
	出期限	
5	参加資格審査結果通知	令和6年6月12日(水)17:00
6	企画提案書提出期限	令和6年6月17日(月)17:00
7	プレゼンテーション	令和6年6月21日(金)
8	業者決定通知	令和6年6月24日(月)

※上記スケジュールは予定のため、変更する場合があります。変更する場合は 事前に連絡します。

# 6. 実施要領等の掲載

## (1) 掲載期間

令和6年5月17日(金)から令和6年6月17日(月)まで

## (2) 掲載場所

町ホームページ

## (3) 掲載書類

- ①令和6年度五戸町まちづくりコーディネーター業務公募型プロポーザル 実施要領
- ②令和6年度五戸町まちづくりコーディネーター業務業務仕様書 ※仕様書は、企画提案の内容によって変更することがある。

- ③参加申込書兼誓約書(様式第1号)
- ④質問書 (様式第2号)
- ⑤企画提案提出書 (様式第3号)
- ⑥事業者概要書 (様式第4号)
- (7)担当技術者調書 (様式第5号)

## 7. 参加申込の手続き

本プロポーザルに参加する場合は、(1)提出書類に必要事項を記載し、押印の上、提出すること。

なお期限までに提出されない場合や、必要書類の提出がない場合、不備がある 場合は、本プロポーザルへの参加は認めない。

## (1)提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書(様式第1号)
- ② 同種又は類似業務に対応できる専門知識及び業務体制を有していることがわかる資料(任意様式)又は過去5年以内の国、地方公共団体又は国、地方公共団体以外の相手方において同種又は類似業務の実績を証明する書類(契約書写し等)
- ③ 国税及び地方税の滞納が無いことを証明する書類

# (2) 提出期限

令和6年6月10日(月) 17時

## (3)提出方法

持参また郵送により提出すること。

- ※持参による受付時間は9時から17時までとし、土日祝日を除く。
- ※郵送の場合は提出期限内必着とする。

# (4) 提出先

五戸町都市計画課

# 8. 質問受付及び回答

(1) 質問方法

質問書(様式第2号)を以下のメールアドレスへ電子メールで提出し、メール 提出後に受信確認の連絡を行うこと。

e-mail:toshikeikaku@town.gonohe.aomori.jp

(2) 受付期限

令和6年5月31日(金) 17時

(3)回答方法

質問に対する回答は集約し、質問者名をふせて令和6年6月5日(水)までに 町ホームページで公表する。ただし簡易な質問については町ホームページで公 表せず、メール等により個別に回答する。

9. プロポーザル参加資格審査結果通知

プロポーザル参加資格審査の結果については、申請者に対し、令和6年6月1 2日(水)に電子メールにて通知する。

- 10. 企画提案書の提出
- (1)提出期限

令和6年6月17日(月) 17時

(2)提出方法 郵送又は持参により提出すること。

- (3)提出書類
  - ①企画提案提出書(様式第3号)

正1部

②企画提案書(任意様式)及び添付書類ア~ウ 正1部 副8部 ア事業者概要書(様式第4号)

イ担当技術者調書(様式第5号)

ウ参考見積書(任意様式)

※見積額は「2.業務概要 契約額の上限額」の範囲内とすること。

(4) 提出先

五戸町都市計画課

11. 企画提案書作成要領

企画提案書は、別紙「令和6年度五戸町まちづくりコーディネーター業務仕様

書」に基づき作成すること。なお、企画提案書の構成は次のとおりとする。

- (1) 作成にあたっては別紙仕様書及び別表評価基準の各評価項目に沿った内容とすること。なお、以下の項目については、提案内容に必ず記載すること。
  - ①仕様書「5 業務内容」記載の各業務の取組方法
  - ②令和6年度から令和9年度までの4ケ年の事業計画及び資金計画
  - ③自身・自社の優位性
  - ④その他、独自提案があれば自由に提案すること

# 12. プレゼンテーション要領

プレゼンテーションは次の要領のとおり行うこと。

- (1) プレゼンテーションへの参加人数は2名までとする。
- (2) 持ち時間は、プレゼンテーションを 20分とし、その後 10分程度のヒアリングを行う。
- (3) プレゼンテーションに使用する資料は、事前に提出された企画提案書等 のみとすること。当日の追加資料は認めない。
- (4) パソコンは貸出ししないこととし、スクリーンやプロジェクター等の機材は町で用意する。

## 13. 評価方法

- (1)評価方法は、企画提案書、プレゼンテーション及び見積金額を総合的に評価し、点数化したうえで最も得点の高い1事業者を受注候補者として選定する。
- (2) 点数は最高100点とし、評価項目、評価項目ごとの配点及び得点化の方法は別表「評価基準」のとおりとする。
- (3) 点数は、選定委員会の委員による点数の平均値を採用する。
- (4)本プロポーザル参加者が1事業者の場合であっても、審査会を開催し選定を行う。参考見積の点数を5点とし、点数の総合計が60点を下回る時は、企画提案を採用せず、失格とする。
- (5) 点数が最も高いものが2者以上あるときは、評価基準表の項目において以下のとおり順位づけを行う。
  - ①「業務内容別の評価」の配点が高い者
  - ②「提案内容全般」の配点が高い者

③「プレゼンテーション・ヒアリング」の配点が高い者

# 14. 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザル参加事業者に対し、書面にて通知する。また、町ホームページにおいても公表を行うものとする。審査結果に対する異議申し立てには一切応じない。

## 15. 契約の締結

町は、受注候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお協議が整 わない場合、受注候補者以外のプロポーザル参加事業者と順次契約に関する協 議を行う。

#### 16. その他

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、町と協議してこれを定めるものとする。
- (2)本プロポーザルへの参加にかかる一切の費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (4)本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、五戸町情報公開条例 (平成14年12月20日条例第26号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。

問い合わせ・書類郵送先 五戸町都市計画課

〒039-1513

青森県三戸郡五戸町字古舘21-1

TEL:0178-62-7962

Mail: toshikeikaku@town.gonohe.aomori.jp

# 別表「評価基準」

# 1. 評価基準表

評価項目		審査項目	配点	評点	点数
実施方針		本事業の趣旨を理解し、基本条件	2		
		を踏まえた提案がされているか。			
業務の実施体制		同種又は類似業務の実績や成果、	2		
		または専門知識や業務体制は十分			
		か。			
提案内容全般		他自治体等の先進事例等を踏まえ	2		
		た、具体的かつ実現可能な提案と			
		なっているか。			
		五戸町の地域特性や課題を的確に	1		
		把握した提案となっているか			
		   仕様書に示された項目に加えて、	1		
		本業務を充実させる有益な独自提			
		案があるか。			
	空き店舗等を活用した新規	提案内容が賑わい創出や人の集	3		
	事業の展開	積、交流に寄与する内容となって			
		いるか。			
業務内容別の評価	まちづくり構想策定への参	まちづくり構想策定にコーディネ	3		
	画及び構想策定に町民等の	ーター自身や町民等の意見を効果			
	意見を反映する取組の実施	的に反映する内容となっている			
容別		か。			
別の	新規地域内事業者育成プロ	地区の再生に主眼を置いた新規事	2		
評   価	グラムの構築	業者育成に寄与する内容となって			
l limi		いるか。			
	民間プレイヤーや中心商店	本事業終了後もまちづくり組織の	2		
	街関係者等と連携したまち	設立により自走化するまちづくり			
	づくり組織の設立	に資する提案となっているか。			
		積極的な姿勢や主体性をもったプ	1		
   プレゼンテーション・ヒアリング		レゼンテーションを実施している			
		か。またヒアリングに対して適切			
		な回答ができているか。			
参考見積		点数=(最低提示価格 ÷ 貴社			
		提示価格)			
		×5点(小数点以下切り捨て)			
合計					

# 2. 採点基準における評点

区分	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている
0	該当しない

点数=評価基準表の配点×採点記入における評点